

新清掃工場の建設等における入札及び契約の方法に係る基本方針（案）

平成29年 月 日

（目的）

第1条 この基本方針は、「立川市新清掃工場整備基本計画」（平成29（2017）年3月策定）で採用することとした公設民営方式（D B O方式）による新清掃工場の建設等における入札及び契約の方法について必要な事項を定めることを目的とする。

（基本理念）

第2条 入札及び契約の方法の決定にあたっては、恣意性の排除を第一に決定する。

（入札方法等）

第3条 入札の方法は、電子による条件付き一般競争入札とし、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 発注は、基準仕様書（要求水準書）発注方式とする。
- (2) 事後審査は、事後技術審査方式とする。
- (3) 1者入札を可とする。
- (4) 予定価格は、設計施工及び運転管理を含めた全体を事前公表とする。
- (5) 最低制限価格は、設計施工及び運転管理を含めた全体を変動型最低制限価格とする。
- (6) 変動型最低制限価格の成立要件及び算定対象とする参加業者数は、共に3者以上とする。
- (7) 運転管理については、低入札価格調査の対象とし、基準価格については、別に定めるものとする。

（特例）

第4条 市長は、立川市契約事務規則（昭和39年立川市規則第15号）の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、入札及び契約の方法に関する事項について、別に定めるものとする。

（雑則）

第5条 この基本方針、別に定める実施方針及び入札説明書に定めるもののほか、入札及び契約の方法に関する事項については、立川市契約事務規則並びに入札及び契約に関して規定する要綱、基準等の例による。

附 則

この基本方針は、平成29年 月 日から施行する。